

文書番号	QMS7-07-X00-55
制定日	H20. 2. 1
承認日	H25.12.19
施行日	H25.12.19

異常事象発生時の対応要領

中国電力株式会社

島根原子力発電所

(第6章)別表 - 5

緊急時活動レベル(EAL)の連絡および通報基準詳細 [「指針」の原子炉停止中に適用される項目]

注 「指針」とは、「原子力災害対策指針(平成25年9月5日全部改正)」をいう。
 「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。
 「規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。

事象の種類 カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号	該当する事象、状況(1, 2号機)
AL (1) 敷地境界放射線量の上昇	<p>(1)モニタリングポストで$5\mu\text{Sv}/\text{h}$($5,000\text{nGy}/\text{h}$)以上の放射線量を検出した場合。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかつたこととする。</p> <p>(a) 1, 2号排気筒モニタ、1号タービン建物排気筒モニタおよびエリアモニタあるいは炉格納容器および1, 2号原子炉建物(燃料取替階)により検出された数値にして、原子力規制委員会に報告した場合。</p> <p>(b) 当該数値が落雷の時に検出された場合。</p> <p>(2)モニタリングポストのすべてについて、$5\mu\text{Sv}/\text{h}$($5,000\text{nGy}/\text{h}$)を下回っている場合に、当該モニタリングポストの数値が$1\mu\text{Sv}/\text{h}$($1,000\text{nGy}/\text{h}$)以上であるときは、当該モニタリングポストにおける放射線量と原子炉の運転等の影響により施設の周辺において、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv}/\text{h}$($5,000\text{nGy}/\text{h}$)以上となった場合。</p> <p>[解釈] (1)(a)項の「検出された数値に異常が認められない」とは、モニタリングポストにおいて、$5\mu\text{Sv}/\text{h}$($5,000\text{nGy}/\text{h}$)以上の放射線量を検出した時に速やかに排気筒モニタおよびエリアモニタの警報が動作していないか、または指示値が有意に変化していないことを確認した場合において、以下の事項について、原原子力規制委員会へ報告した場合をいう。 a. プラントがSE, GEの状態ではないこと。 b. 通報事象等規則第3条の2により、報告するものであること。 c. 放射線測定設備の指示上昇の原因はプラント由来のものではないこと。 d. 特定事象の通報は実施しないこと。 (2)項の$1\mu\text{Sv}/\text{h}$($1,000\text{nGy}/\text{h}$)以上である場合において、排気筒モニタおよびエリアモニタの警報が動作していないか、または指示値が有意に変化していないことを確認した場合も検出されなかつたものとみなす。</p> <p>(政令第4条第4項第1号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL)</p>
SE (1) 敷地境界放射線量の上昇	<p>モニタリングポストについて、2地点以上において、または10分以上継続して、$5\mu\text{Sv}/\text{h}$($5,000\text{nGy}/\text{h}$)以上の放射線量を検出した場合。</p> <p>[解釈] SEの事象を確認後、1地点のみ$5\mu\text{Sv}/\text{h}$($5,000\text{nGy}/\text{h}$)以上となっているのが10分未満である場合は検出されなかつたとみなす。なお、1地点のみ$5\mu\text{Sv}/\text{h}$($5,000\text{nGy}/\text{h}$)以上10分未満継続の場合はSEを検知したとして通報を行う。また、1地点のみ$5\mu\text{Sv}/\text{h}$($5,000\text{nGy}/\text{h}$)以上10分以上継続の場合および2地点以上$5\mu\text{Sv}/\text{h}$($5,000\text{nGy}/\text{h}$)以上の場合は、SEおよびGEを検知したとして、SEの通報の例により通報を行う。</p> <p>(政令第6条第3項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL)</p>
GE	

(第6章)別表 - 5

事象の種類 カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号	該当する事象、状況(1, 2号機)
AL (2)放射性物質通常経路放出	<p>1. 排気筒モニタ(モニタリングボスト5 μ Sv/h(5,000 nGy/h)相当)</p> <p>(1) 1号排気筒モニタが、$3,900 \text{ s}^{-1}$以上を10分以上継続する場合 (2) 1号タービン建物排気筒モニタが、$1,300 \text{ s}^{-1}$以上を10分以上継続する場合 (3) 2号排気筒モニタが、$1,300 \text{ s}^{-1}$以上を10分以上継続する場合</p> <p>(政令第4条第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL)</p>
SE (2)放射性物質通常経路放出	<p>1. 排気筒モニタ(モニタリングボスト5 μ Sv/h(5,000 nGy/h)相当)</p> <p>(1) 1号排気筒モニタが、$3,900 \text{ s}^{-1}$以上を10分以上継続する場合 (2) 1号タービン建物排気筒モニタが、$1,300 \text{ s}^{-1}$以上を10分以上継続する場合 (3) 2号排気筒モニタが、$1,300 \text{ s}^{-1}$以上を10分以上継続する場合</p> <p>(政令第6条第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL)</p>

(第6章)別表 - 5

事象の種類 カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号	該当する事象、状況(1, 2号機)
AL (2)放射性物質通常経路放出	1. 放水路水モニタ(モニタリングボースト5μSv/h(5,000nGy/h)相当) (1) 1号放水路水モニタが、5,800 s ⁻¹ 以上を10分以上継続する場合 (2) 2号放水路水モニタが、7,400 s ⁻¹ 以上を10分以上継続する場合 (政令第4条第4項第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL)
SE (2)放射性物質通常経路放出	1. 放水路水モニタ(モニタリングボースト5μSv/h(5,000nGy/h)相当) (1) 1号放水路水モニタが、5,800 s ⁻¹ 以上を10分以上継続する場合 (2) 2号放水路水モニタが、7,400 s ⁻¹ 以上を10分以上継続する場合 (政令第6条第4項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL)

(第6章)別表 - 5

事象の種類 カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号	該当する事象、状況(1, 2号機)
AL (3)火災爆発等による放射性物質放出	<p>火災 爆発等の発生の際に管理区域外の場所(排気筒、放水路を除く)において、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出した場合、または火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記放射線量の水準が検出された場合。</p> <p>【解釈】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所内の放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射線量を検出した場合にも適用する。 $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出した場合とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用サーベイメータで検出された数値が、水準として$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上となって、その状態が10分間以上継続した場合をいう。 <p>(政令第4条第4項第3号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEA-L)</p>
SE (3)火災爆発等による放射性物質放出	<p>火災 爆発等の発生の際に管理区域外の場所(排気筒、放水路を除く)において、$5\text{mSv}/\text{h}$以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出した場合、または火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記放射線量の水準が検出された場合。</p> <p>【解釈】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所内の放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射線量を検出した場合にも適用する。 $5\text{mSv}/\text{h}$以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出した場合とは、原子力防災資機材のガンマ線測定用サーベイメータで検出された数値が、水準として$5\text{mSv}/\text{h}$以上となって、その状態が10分間以上継続した場合をいう。 <p>(政令第6条第3項第2号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEA-L)</p>
GE	

(第6章)別表 - 5

事象の種類		該当する事象、状況(1, 2号機)
AL	カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号	<p>(3)火災爆発等による放射性物質放出</p> <p>火災、爆発等の発生の際に管理区域外(排気筒、放水路を除く)の場所において、空気中の放射性物質の濃度が$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$に相当するものとして空気中の放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>(a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類または区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>(b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(c) 検出された放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(d) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである)に50を乗じて得た値</p> <p>[解釈]</p> <p>事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射性物質を検出した場合にも適用する。</p> <p>「放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと」とは、原子力防災資機材の「可搬式ダスト測定閑連機器(サンプラ、測定器)および可搬式の放射性ヨウ素測定閑連機器(サンプラ、測定器)」により、(a)～(c)の濃度以上の放射性物質が検出された場合をいう。</p> <p>(政令第4条第4項第3号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL)</p>
SE	(3)火災爆発等による放射性物質放出	<p>火災、爆発等の発生の際に管理区域外(排気筒、放水路を除く)の場所において、空気中の放射性物質の濃度が$500 \mu\text{Sv}/\text{h}$に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。または、火災、爆発その他のこれらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>(a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5,000を乗じて得た値</p> <p>(b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度の値</p> <p>(c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである)に5,000を乗じて得た値</p> <p>[解釈]</p> <p>事業所内での放射性物質の輸送の場合において、輸送容器外で放射性物質を検出した場合にも適用する。</p> <p>「放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと」とは、原子力防災資機材の「可搬式ダスト測定閑連機器(サンプラ、測定器)および可搬式の放射性ヨウ素測定閑連機器(サンプラ、測定器)」により、(a)～(c)の濃度以上の放射性物質が検出された場合をいう。</p> <p>(政令第6条第4項第2号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL)</p>
GE		

(第6章)別表 - 5

事象の種類 カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号 1:交流電源喪失)	該当する事象、状況(1, 2号機)
(5)電源供給機能の異常(その 1:交流電源喪失)	使用可能な非常用交流高压電源母線が1系統となり、さらに当該母線への供給電源(外部電源、非常用ディーゼル発電機)がどれか1つになった状況において、以下の何れかの状態が継続した場合。なお、計画的に当該状況にした場合を除く。 (1)その状態が15分以上継続する場合。 (2)外部電源喪失が3時間以上継続する場合。
AL	<p>【解釈】 すべての原子炉の状態において適用する。 「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用交流高压母線へ供給する設備をいう。</p> <p>(指針表2 警戒状態を判断するEAL)</p>
(7)電源供給機能の異常(その 1:交流電源喪失)	<p>【解釈】 すべての原子炉の状態において適用する。 「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用交流高压母線へ供給する設備をいう。</p> <p>(規則第7条第1号イ(4), ヘ(1)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL)</p>
(9)電源供給機能の異常(その 1:交流電源喪失)	<p>【解釈】 すべての原子炉の状態において適用する。 「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用交流高压母線へ供給する設備をいう。</p> <p>(規則第14条イ(6), ヘ(1)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL)</p>
SE	
GE	

(第6章)別表 - 5

事象の種類 カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号	該当する事象、状況(1, 2号機)
AL (8)電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)	<p>AおよびB - 115V非常用直流母線のうち、電源供給可能な母線が1つになった場合に、当該母線に電気を供給する電源が蓄電池、充電器、予備充電器のうち1つだけになった状態が、5分以上継続した場合。</p> <p>【解説】 ・すべての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(規則第7条第1号イ(5)、ヘ(2)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL)</p>
SE	
GE (10)電源供給機能の異常(その2:直流電源喪失)	<p>すべての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合。</p> <p>【解説】 ・すべての原子炉の状態において適用する。</p> <p>(規則第14条イ(7)、ヘ(2)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL)</p>

(第6章)別表 - 5

事象の種類 カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号	該当する事象、状況(1, 2号機)
(6)停止中の原子炉に関する 異常	原子炉の状態が「冷温停止」、「燃料交換」ににおいて、炉内に照射された燃料集合体がある場合に、原子炉水位が水位低設定値(12:1号機 - 122cm, 2号機 - 112cm)まで低下した場合。 (指針表2 警戒事態を判断する EAL)
AL	(9)停止中の原子炉に関する 異常
SE	原子炉の状態が「冷温停止」、「燃料交換」ににおいて、炉内に照射された燃料集合体がある場合に、原子炉水位が非常用炉心冷却装置(原子炉へ低圧で注水する系)に限る。)が作動する水位(1:1号機 - 312cm, 2号機 - 381cm)まで低下した場合。 (規則第7条第1号イ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断する EAL)
GE	(12)停止中の原子炉に関する 異常

原子炉の状態が「冷温停止」、「燃料交換」ににおいて、炉内に照射された燃料集合体がある場合に、原子炉水位が非常用炉心冷却装置(原子炉へ低圧で注水する系)に限る。)が作動する水位(1:1号機 - 312cm, 2号機 - 381cm)まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しない場合。

【解説】

「非常用炉心冷却装置が作動しない場合」とは、原子炉の停止中に作動可能な非常用炉心冷却装置について、作動信号が入ったにもかかわらずすべての装置が作動失敗することをいう。

(規則第14条イ(9)及び指針表2 全面緊急事態を判断する EAL)

(第6章)別表 - 5

事象の種類 カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号	該当する事象、状況(1, 2号機)
(7)燃料ブールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽(1号は「使用済燃料ブール」、2号は「燃料ブーリ」をいう。以下同じ。)の水位がオーバーフロー附近であることを満足できず、かつ、保安規定で要求される措置が完了時間内にできない場合。
AL	(指針表2 警戒事態を判断する EAL)
(10)燃料ブールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない場合、または当該貯蔵槽の水位を維持できていなおそれがある場合において当該貯蔵槽の水位を測定できない場合。
SE	<p>【解釈】</p> <p>「水位を維持できない」とは、漏えいまたは蒸発などにより使用済燃料貯蔵槽の水位低下が「水位低警報」水位を超えて更に継続して、恒設設備による貯蔵槽への水補給を行つても水位低下傾向が止まらない状態をいう。</p> <p>「水位を測定できない」とは、直接的または監視カメラ等による間接的な手段によって液面の位置が確認できない場合をいう。</p> <p>(規則第7条第1号イ(7)、ヘ(3)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断する EAL)</p>
(13)燃料ブールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下した場合、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において当該貯蔵槽の水位を測定できない場合。
GE	<p>【解釈】</p> <p>「燃料集合体頂部より上方2mの水位に低下した」とは、使用済燃料貯蔵槽の監視カメラ等により「燃料集合体頂部より上方2mの水位に達すること」を確認した場合をいう。</p> <p>「当該水位まで低下しているおそれ」とは、使用済燃料貯蔵槽付近の放射線モニタの指示が有意に上昇している場合をいう。</p> <p>「水位を測定できない」とは、直接的または監視カメラ等による間接的な手段によって液面の位置が確認できない場合をいう。</p> <p>(規則第14条イ(10)、ヘ(3)及び指針表2 全面緊急事態を判断する EAL)</p>

(第6章)別表 - 5

事象の種類		該当する事象、状況(1, 2号機)
カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号	(8)原子炉制御室等に關する	中央制御室の操作盤および中央制御室外操作盤回りにおいて、運転操作に影響を与える事象が発生し、運転操作が容易にできなくなると判断した場合。
AL	(11)原子炉制御室等に關する 異常	<p>【解説】</p> <p>すべての原子炉の状態において適用する。</p> <p>運転操作に影響を与える事象」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤および中央制御室外操作盤での操作が容易にできなくなる状況をいう。</p> <p>(指針表2 警戒事態を判断するEAL)</p>
SE	(14)原子炉制御室等に關する 異常	<p>中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じる場合、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉およびその附属施設(以下、「原子炉施設」という。)の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>【解説】</p> <p>すべての原子炉の状態において適用する。</p> <p>中央制御室の環境が悪化とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具または局所排気装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない状態をいう。</p> <p>「原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合もしくは使用済燃料貯蔵槽の水位低下が確認された場合とする。</p> <p>「中央制御室に設置する原子炉施設の水位低下が確認された場合」とは、原子炉施設の水位低下が確認された場合とする。</p> <p>「中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設のうち1区分の安全設備の運転・監視が可能であることから、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計の機能が喪失する等により運転・監視の可能な安全設備が1系統のみとなた状態をいう。</p> <p>(規則第7条第1号イ(8)、ヘ(4)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL)</p>
GE	(14)原子炉制御室等に關する 異常	<p>【解説】</p> <p>すべての原子炉の状態において適用する。</p> <p>「中央制御室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から退避する場合をいう。</p> <p>「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合もしくは、使用済燃料貯蔵槽の水位低下が確認された場合をいう。</p> <p>「中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の機能が喪失する等によりすべての安全設備の運転・監視ができるなくなった状態をいう。</p> <p>(規則第14条イ(11)、ヘ(4)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL)</p>

(第6章)別表 - 5

事象の種類 カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号 (9)事業所内通信設備または 外部への通信設備	該当する事象、状況(1, 2号機) 原子力事業所内の通信のための設備、または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。
AL	<p>【解釈】すべての原子炉の状態において適用する。</p> <p>「原子力事業所内の通信のための設備、または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子力施設に何らかの異常が発生し、原子力事業所内の通信機能、原子力事業所内から所外への通信機能の何れかが、どちらか一つの手段のみとなる場合をいう。</p> <p>「どちらか一つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる以下の通信設備が1種類のみになる場合をいう。</p> <p>「発電所内の通信設備の種類」</p> <p>・所内通信連絡設備(ハンドセットステーション)、電力保安通信電話設備(固定電話、PHS端末)、無線通信設備(トランシーバー)、衛星電話設備(固定電話、携帯電話端末)</p> <p>「発電所外との通信設備の種類」</p> <p>・専用電話設備(ホットライン)、電力保安通信電話設備(固定電話、PHS端末、FAX)、統合原子力防災ネットワーク専用連絡設備(固定電話、FAX、テレビ会議システム)、衛星電話設備(固定電話、携帯電話端末、FAX)</p> <p>(指針表2 警戒事態を判断するEAL)</p>
SE	<p>【解釈】すべての原子炉の状態において適用する。</p> <p>「原子力事業所内の通信のための設備、または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備のすべての機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生し、原子力事業所内の通信手段、原子力事業所内から所外への通信手段の何れかが、すべて使用不能になる場合をいう。</p> <p>「すべて使用不能になる場合」とは、発電所内外の通信設備の種類は同一の何れかが、すべて使用不能になる場合をいう。</p> <p>(規則第7条第1号イ(9)、ヘ(5)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL)</p>
GE	-

(第6章)別表 - 5

事象の種類 カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号	該当する事象、状況(1, 2号機)
(10)火災または溢水の発生 AL	<p>重要区域において、火災、または溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統または機器の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</p> <p>[解説]</p> <p>すべての原子炉の状態において適用する。</p> <p>「重要区域」、「安全上重要な構築物、系統または機器の機能の一部が喪失するおそれがあること」とは、別表 - 4「安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧」に定めるものをいう。</p> <p>「安全上重要な構築物、系統または機器において支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系列が1系列のみとなること」をいう。</p> <p>「火災」または、「溢水」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が発火することをいう。</p> <p>「溢水」とは、発電所内に施設による漏洩水又は消防栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された液体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。</p> <p>(指針表2 警戒事態を判断する EAL)</p>
(13)火災または溢水の発生 SE	<p>火災または溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統または機器の機能の一部が喪失する場合。</p> <p>[解説]</p> <p>すべての原子炉の状態において適用する。</p> <p>「安全上重要な構築物、系統または機器」とは、別表 - 4「安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧」に定めるものをいう。</p> <p>「安全上重要な構築物、系統または機器の機能の一部が喪失すること」とは、火災または溢水により、安全上重要な構築物、系統または機器に支障が生じ、同一の機能を有するすべての系統が使用できなくなることをいう。ただし、保安規定で定める原子炉の状態において、機能要求がない場合を除く。</p> <p>(規則第7条第1号イ(10)、ヘ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断する EAL)</p>
GE	

(第6章)別表 - 5

事象の種類 カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号	該当する事象、状況(1, 2号機)
AL (17)原子炉外臨界	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質等の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 (規則第7条第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL)
SE (16)原子炉外臨界	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にある場合。 (政令第6条第4項第3号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL)
GE	

(第6章)別表 - 5

事象の種類		該当する事象、状況(1, 2号機)
	カッコ内数字は通報連絡様式の記載番号 (12)外的な事象による原子力施設への影響	島根県または鳥取県で、震度6弱以上の地震を観測した場合。 (指針表2 警戒事態を判断するEAL相当) 島根県または鳥取県沿岸に大津波警報が発令された場合。
AL	(18)外的な事象による原子力施設への影響	原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。 〔解説〕 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設により放射線または放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。
SE	(17)外的な事象による原子力施設への影響	(規則第7条第1号イ(14), ヘ(7)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL) 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。 〔解説〕 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線または放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。
GE		(規則第14条イ(13), ヘ(5)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL)